

白岡市路上喫煙の防止に関する条例の概要

1 条例制定の理由

路上喫煙の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにすること並びに路上喫煙の防止に必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産の安全の確保、喫煙マナー及び環境美化意識の向上並びに受動喫煙による健康への悪影響の防止を図り、もって安全で快適な生活環境を確保するため、本条例を制定するものである。

2 条例の概要

- (1) 市は、条例の目的を達成するために必要な施策を実施しなければならない。
- (2) 市民等及び事業者は、条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
- (3) 市長は、特に必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。
- (4) 何人も、路上喫煙禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が喫煙できる場所として指定した場所を除く。
- (5) 市民等は、路上喫煙禁止区域以外の場所においては、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、道路等を管理する者が指定した場所を除く。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。